

山本国務大臣説明資料

平成 18 年 12 月 26 日

消費者金融による多重債務問題を 抜本的に解決します

貸金業法の改正について

消費者金融の利用者は少なくとも約1,400万人、
そのうち借入れ5件以上の多重債務者は約230万人に上ります。
返済に苦しむ多重債務者を解消するため、あらゆる対策をとります。

平成18年12月

貸金業者の業務を適正に行わせるため 様々な規制を行います。

- ・貸金業者となるためのハードルを引き上げます(純資産5,000万円)。
- ・テレビCMの内容・頻度などについて厳しい規制ルールを作ります。
- ・借り手の自殺を対象とした生命保険契約を禁止します。

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ仕組みを入れます。

- ・貸金業者からの総借入額が年収の3分の1以上となる借入れは原則禁止となります。

上限金利を引き下げます。

- ・グレーゾーン金利を撤廃し、貸金業者の上限金利を、年利29.2% 利息制限法の年利15～20%に引き下げます。

多重債務問題の解決

～借り手が安心して利用できる貸金市場に～

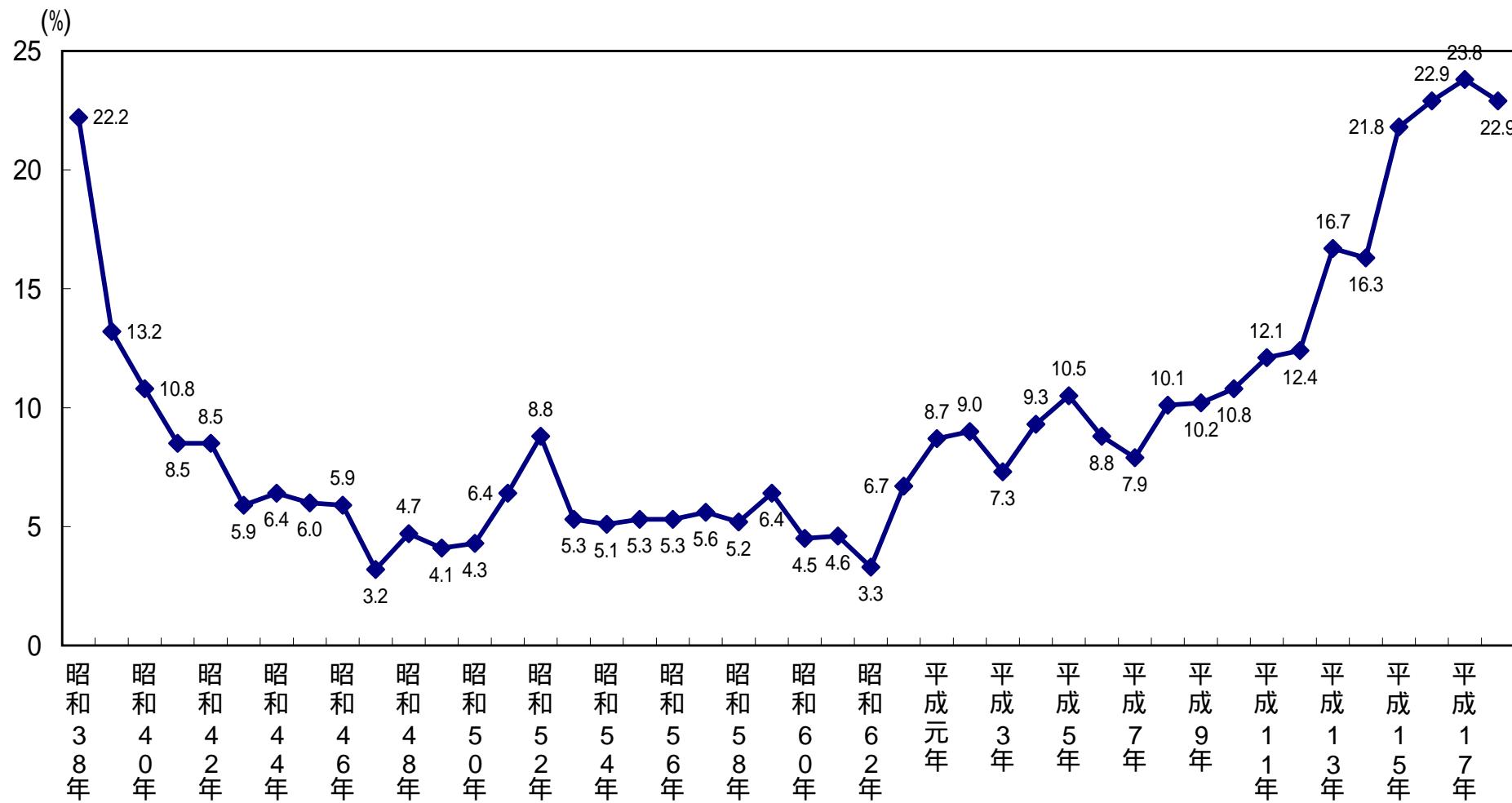
<今後の取り組み>

借り手へのカウンセリング(債務整理・家計管理)体制の充実
ヤミ金融に対する徹底した取締り強化
金融経済教育の充実 等

多重債務者対策本部の設置

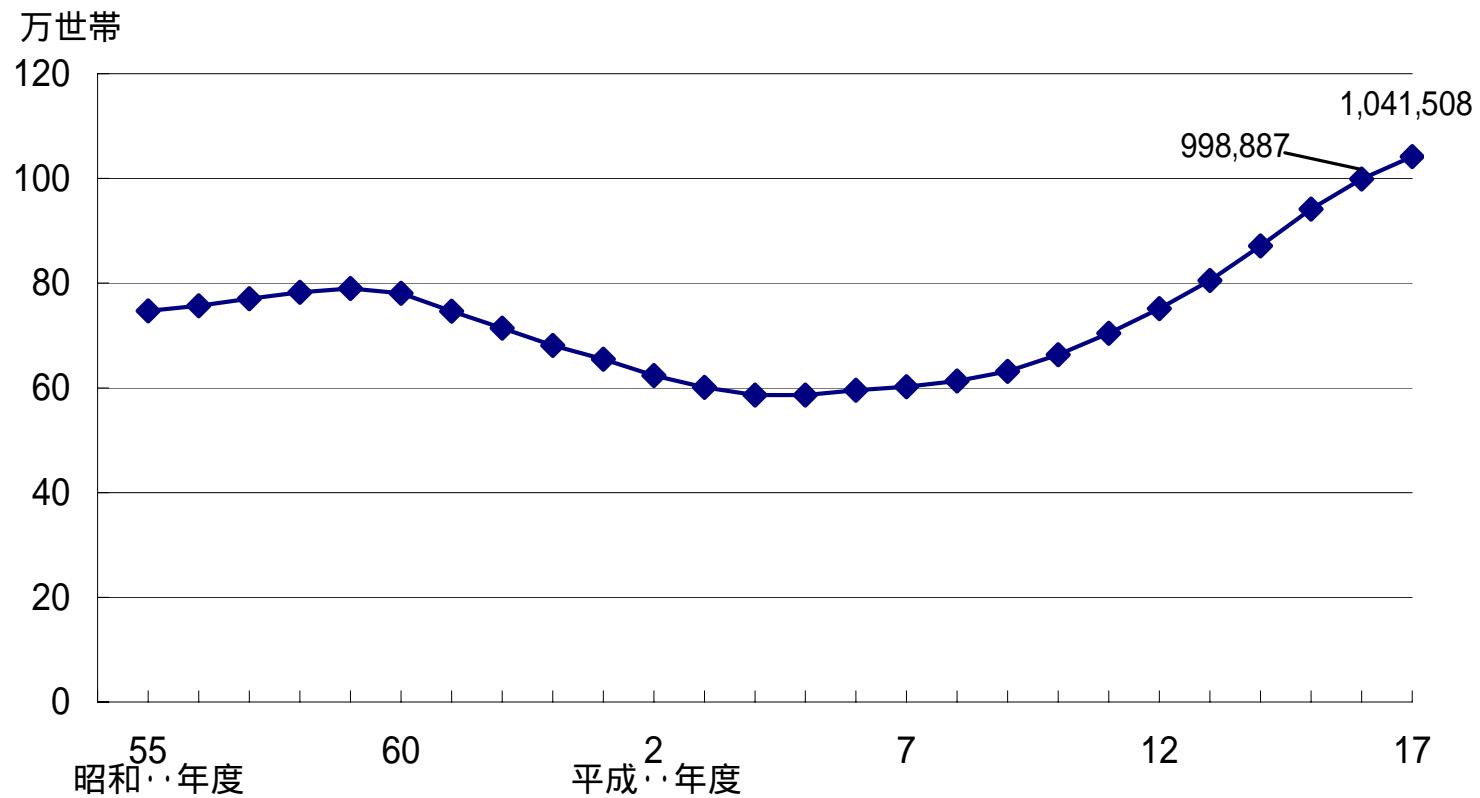
(多重債務者対策に政府をあげて取り組みます)

貯蓄の非保有世帯の割合の推移



データ出典: 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」

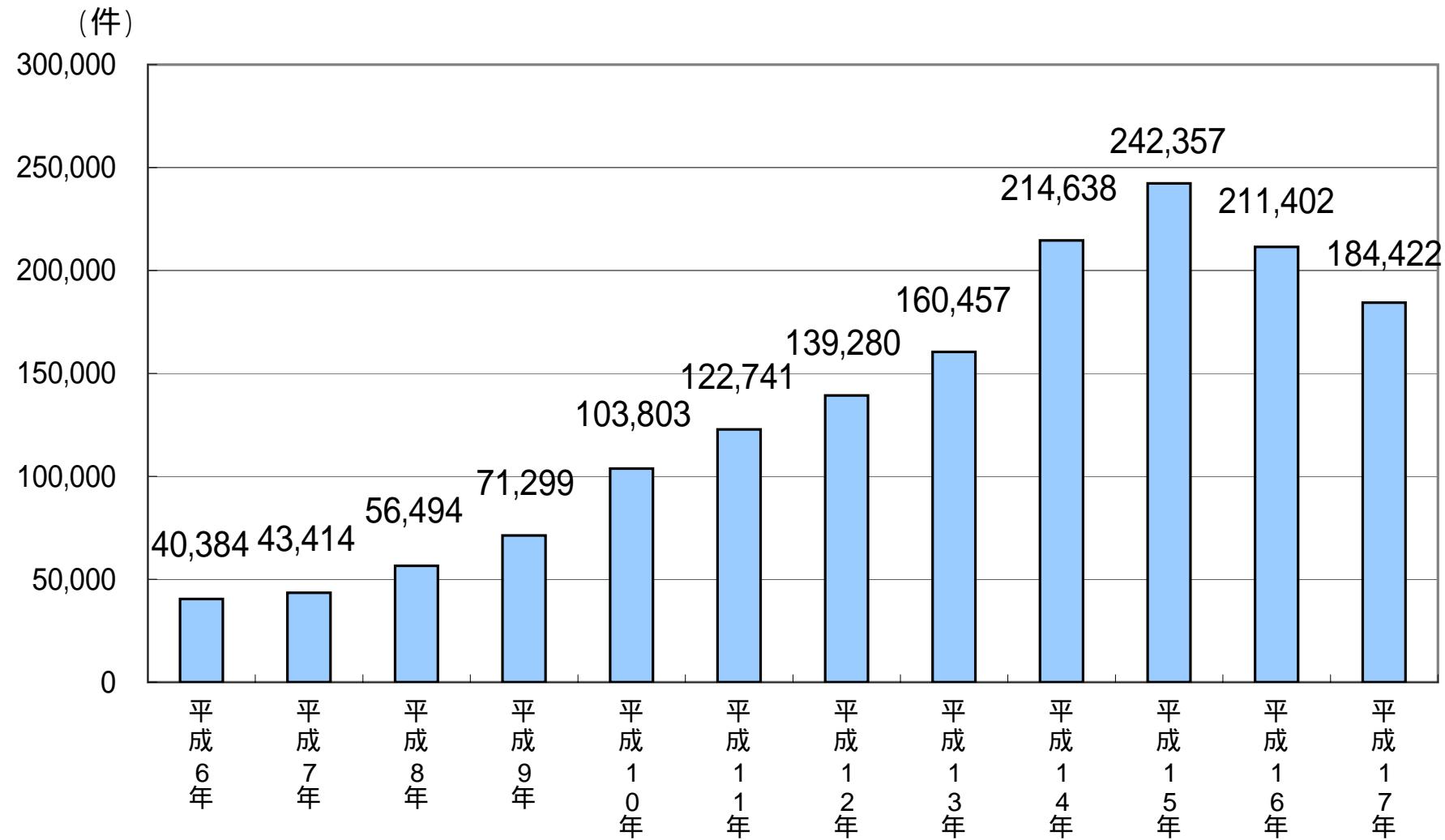
生活保護受給世帯数の推移



(注)保護停止中の世帯も含む。

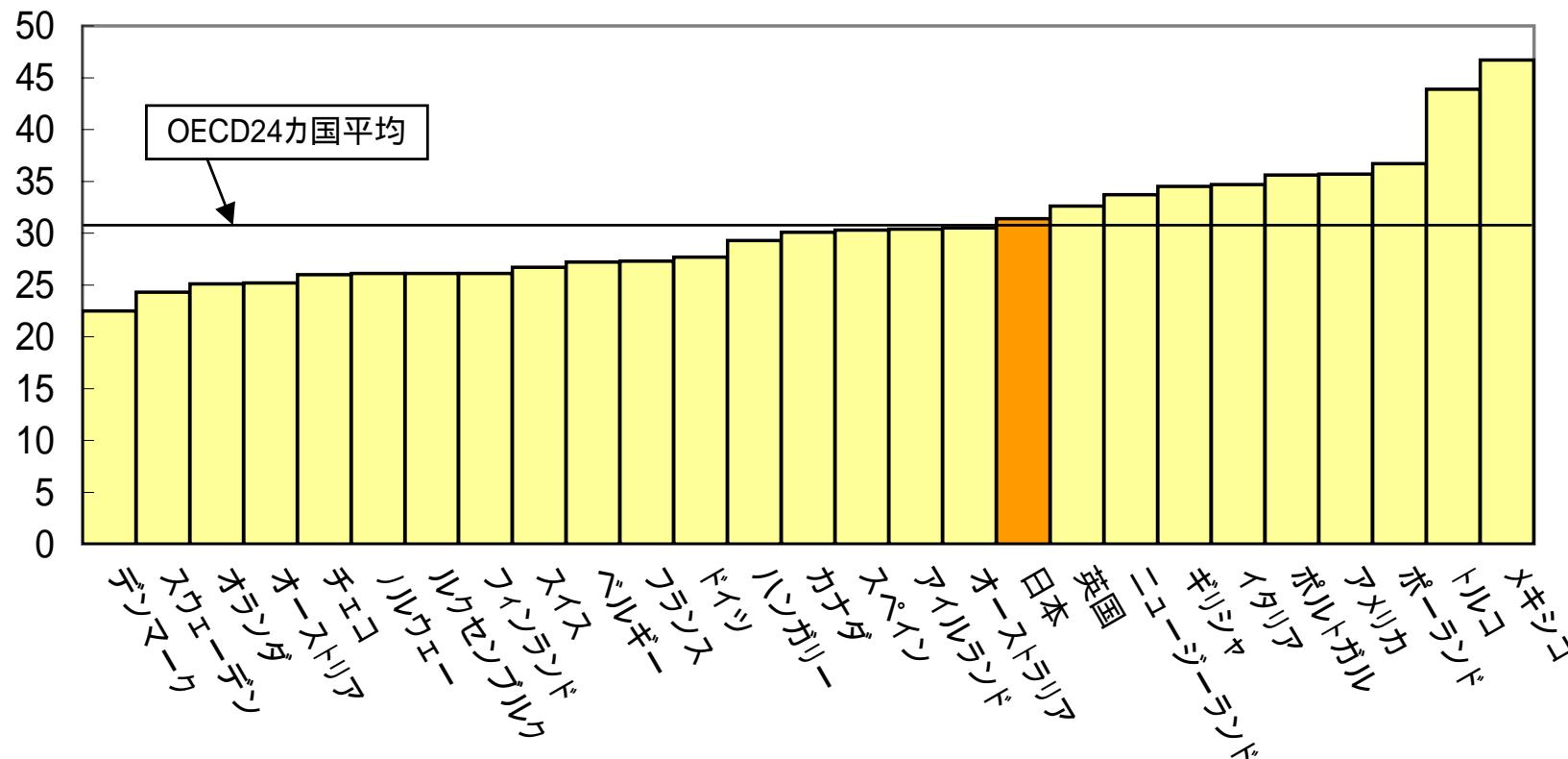
データ出典: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

自己破産件数の推移



データ出典:最高裁判所「司法統計」

ジニ係数の国際比較



(備考)数値は2000年の値。ただし、オーストラリア、オーストリア、ギリシャは1999年、ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、スイスは2001年、チェコ、メキシコ、トルコは2002年、ベルギー、スペインは1995年の値

(データ出典)OECDワーキングペーパー「OECD諸国における所得分配と貧困」(2005年3月)

債務者へのカウンセリング体制の整備について

<多重債務問題が深刻化している現状>

消費者金融利用者は少なくとも約1,400万人。借入件数が5件以上の多重債務者は約230万人。

個々の借り手の債務整理・生活再建に向けたカウンセリングは、多重債務問題の解決に非常に有効だが、現状では、多重債務者に必要なカウンセリングサービスが行きわたっていない。

日本司法支援センター（法テラス）

- ・相談窓口の紹介
- ・資力の乏しい者に対する法律相談援助を実施
- ・支部は全国に50箇所

約4.9万件

(弁護士等への多重債務関係の法律相談援助(H17年度((財)法律扶助協会))

弁護士会・法律相談センター

- ・全国に301箇所

約4.4万件

(弁護士への多重債務関係の法律相談(H16年度))

地方自治体の消費生活センター

- ・全国に532箇所

約6.3万件

(多重債務関係の一般的な相談受付(H17年度))

(財)日本クレジットカウンセリング協会

- ・債務整理と家計管理指導を組み合わせた無料カウンセリングを提供
- ・銀行、貸金業界等からの拠出が財源
- ・支部は東京、名古屋、福岡の3箇所のみ

弁護士35人 + 消費生活アドバイザー22人

約1,400件

(新規面談カウンセリング件数(H17年度))

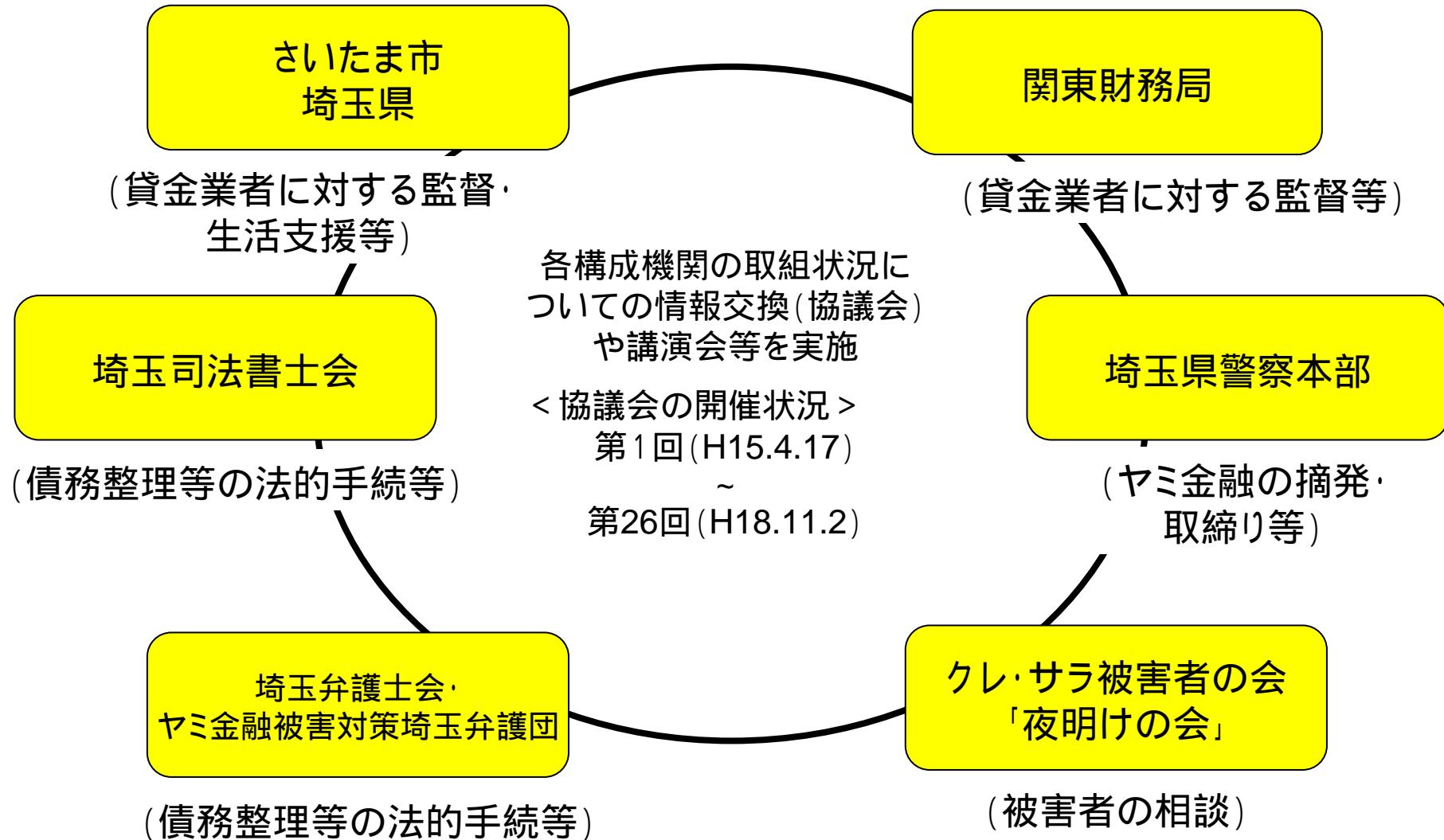


200万人以上の多重債務者に
行きわたっていない状態



関係機関（関係省庁・地方自治体・各カウンセリング機関等）をあげて、
カウンセリング体制の充実・強化に早急に取り組む必要。
(既存のカウンセリング機関の拡充 + 関係機関の間のネットワーク構築)

埼玉県ヤミ金融対策協議会における取組み



参議院財政金融委員会地方公聴会を実施(平成18年12月8日)